

# 簡易専用水道の 設置者・管理者の皆様へ

## 株式会社総合水研究所は水道法34条 簡易専用水道管理検査機関に登録しました

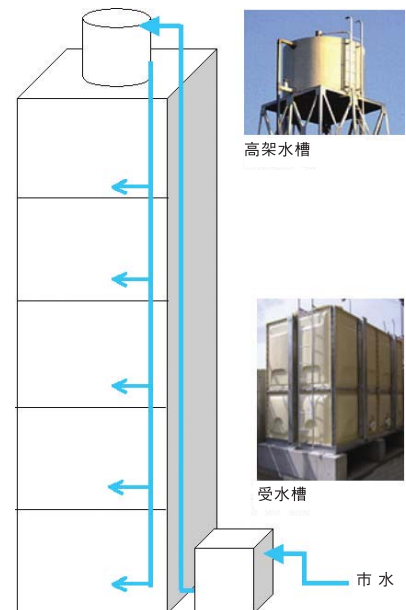
水道法で簡易専用水道の設置者には、  
安全で衛生的な水を使用、利用者に供給するために、  
施設の適切な管理を行うことが義務づけられています。

簡易専用水道とは、市町村などの水道事業者から供給される水を一旦受水槽に貯め、各階へ給水するもののうち、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものをいいます。

### 簡易専用水道の設置者・管理者の義務

#### 1. 施設の管理

- 1 受水槽、高架水槽の清掃を1年に1回定期的に行うこと。
- 2 水槽その他の施設の状況を点検し、有害物や、汚れなどによる水道水の汚染防止措置を講じること。
- 3 水道水の色、濁り、臭い、味などに異常を認めるときは、必要な項目に関する水質検査を行うこと。
- 4 水道水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止するとともに、その水の使用が危険である旨を関係者に報告すること。



#### 2. 法定検査の受検

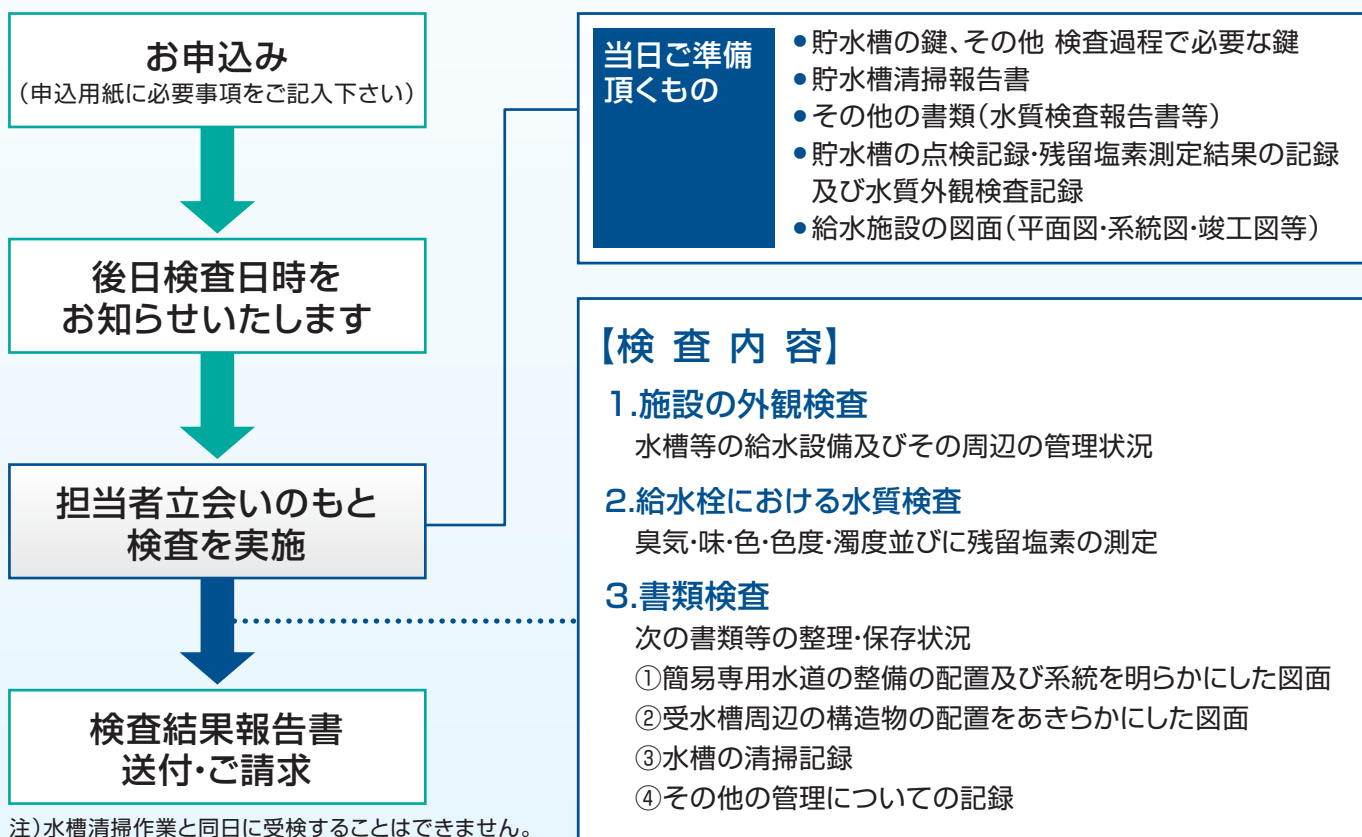
簡易専用水道の設置者は、水道法に基づき、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関で、簡易専用水道の管理の検査に関して、定期検査を1年に1回受けることを義務づけられています。

### 株式会社 総合水研究所

〒590-0984 大阪府堺市堺区神南辺町1丁4番地6 みずけんビル  
TEL: 072-224-3532 FAX: 072-224-3257 <http://www.mizuken.com>  
お問い合わせフリーダイヤル: 0120・86・3345

# 簡易専用水道管理検査サービスのご案内

## 管理検査の流れ



## 簡易専用水道管理検査機関

【簡易専用水道の管理の検査業務を行う事業所の名称・所在地】

**株式会社総合水研究所 [大阪本店]**

大阪府堺市堺区神南辺町1丁4番地6

**株式会社総合水研究所 [東京支店]**

東京都港区海岸2丁目6番30号 6階

【お問い合わせ】 フリーダイヤル:0120-86-3345

【登録年月日】 平成19年5月22日

【登録番号】 第107号

【簡易専用水道の管理の検査を行う区域】

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

## 株式会社 総合水研究所

〒590-0984 大阪府堺市堺区神南辺町1丁4番地6 みずけんビル

TEL: 072-224-3532 FAX: 072-224-3257 <http://www.mizuken.com>

**お問い合わせフリーダイヤル: 0120-86-3345**